

関係者 各位

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）について【再周知】

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

財務省・税関では、金密輸の更なる取締強化に取り組んでおりますが、その一環として、今般、輸入統計品目表の一部が改正され、令和8年4月1日からシリアル番号等のある金の統計細分が新設されることとなりますので、お知らせします。

<留意事項>

新設される「7108.12-010」に分類される金を輸入する場合、

- NACCSで輸入申告をする際、「輸入承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸入承認証番号等」欄に「SHORUI」の入力が必要となります。
- シリアル番号等が記載された通関関係書類を税関に提出してください。区分1「Y」となった場合は、輸入の許可の日の翌日から3日以内に通関関係書類を税関に提出してください。

詳細につきましては、添付のリーフレット（※一部改訂版）及び以下の税関ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

（税関ホームページ）

○輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20260313.html>

皆様におかれましては、金密輸の深刻な現状を改めて認識いただいた上で、税関検査の強化等の対策の必要性をご理解いただくとともに、密輸情報の提供など、税関行政へのより一層のご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

○このお知らせについて
（業務部通関総括第1部門）
電話：045-212-6150

○金の品目分類について
（業務部関税鑑査官）
電話：045-212-6156

【密輸に関する情報提供はこちら】

○密輸ダイヤル（24時間）
電話：0120-^シロイ^ククロイ^ロイ
電話：0120-461-961



輸入者・通関業者の皆様へ

令和8年3月
【一部改訂版】
関税局・税関

輸入統計品目表の一部改正（金の統計細分の新設）に関するお知らせ

➤ **令和8年4月1日に、輸入統計品目表の一部が改正され、シリアル番号等のある金(※)の統計細分が新設されます。**

※シリアル番号等のある金とは、製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。

➤ **これに伴い、シリアル番号等のある金は新設された統計細分で輸入申告いただくことになります。**

➤ **輸入者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。**

輸入者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

通関業者の皆様へ

- 輸入者に対して、輸入貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸入統計品目番号を決定して下さい。
 - 輸入貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸入者から入手したシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を提出して下さい。
- ※ NACCSで輸入申告する際には、「輸入承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸入承認証番号等」欄に「SHORUI」を入力して下さい。
- ※ 輸入申告が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、輸入の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に添付書類（通関関係書類）を提出してください。

輸入統計品目表のイメージ（改正後）

71.08		金（白金をめつきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
		－ マネタリーゴールド以外のもの
7108.11		[略]
7108.12		－ その他の形状のもの（加工していないものに限る。）
	010	－ － － 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの
	090	－ － － その他のもの

